

# 第45回 静岡県地方港湾審議会

## 説明資料

清水港 (1) 港湾計画 (輕易な変更)  
(2) その他重要事項 (分区の変更)



清水港

令和6年2月2日(金)  
静岡県 交通基盤部  
港湾局 港湾企画課

# 目 次

## I 静岡県地方港湾審議会

### II 清水港の概要

### III 第1号議案：港湾計画（輕易な変更）

### IV 第2号議案：重要事項（分区の変更）

# I 静岡県地方港湾審議会について

## 1. 概要（港湾法、条例）

港湾管理者は、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、地方港湾審議会を置くものとし、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

※「港湾法」第35条の2

静岡県の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項を調査審議するため、静岡県地方港湾審議会を置く。 ※静岡県地方港湾審議会条例第1条

## 2. 所掌事務

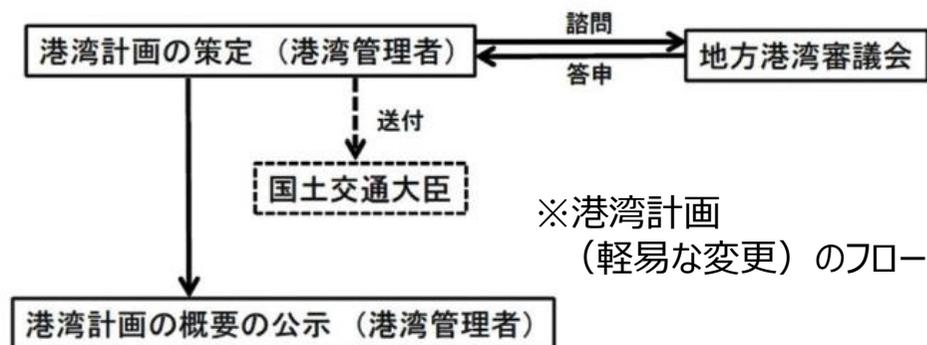
- (1) 港湾計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 港湾環境整備負担金の負担に関する事項
- (3) その他港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項

## 3. 静岡県地方港湾審議委員

- |                  |    |
|------------------|----|
| ① 学識経験者          | 8名 |
| ② 港湾関係者          | 6名 |
| ③ 国の地方行政機関の職員    | 4名 |
| ④ 議会の議員を代表する者    | 1名 |
| ⑤ 臨時委員（該当港湾所在市町） | 1名 |
| <u>合計 20名</u>    |    |

※ 臨時委員：知事が必要と認める者

## 4. 静岡県地方港湾審議会の流れ



## 5. 最近5年間の開催状況

第40回 (H31.3)	清水港	港湾計画 (軽易な変更)
第41回 (R1.5)	御前崎港	重要事項 (建設許可)
第42回 (R3.2)	清水港	港湾計画(改訂)
	御前崎港	港湾計画 (軽易な変更)
第43回 (R4.10)	清水港	港湾計画 (軽易な変更)
	田子の浦港	重要事項 (分区の変更)
第44回 (R5.3)	田子の浦港	港湾計画 (軽易な変更)

# I 第45回 静岡県地方港湾審議会について

## 議案内容

議案	港湾	箇所	項目	概要
第1号	清水港	日の出地区	【港湾計画】 軽易な変更	土地利用計画の変更：2箇所 (1) 交流厚生用地 ⇒ 緑地 (2) 港湾関連用地 ⇒ 交流厚生用地
第2号		日の出地区	【その他重要事項】 分区の変更	分区の変更：1箇所 商港区 ⇒ 修景厚生港区

# 目 次

I 静岡県地方港湾審議会について

II 清水港の概要

III 第1号議案：港湾計画（軽易な変更）

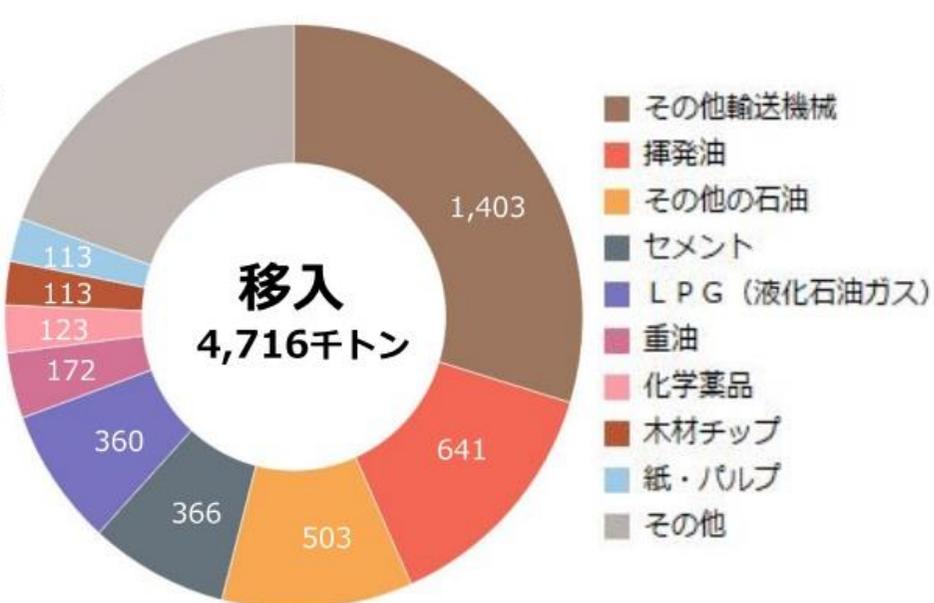
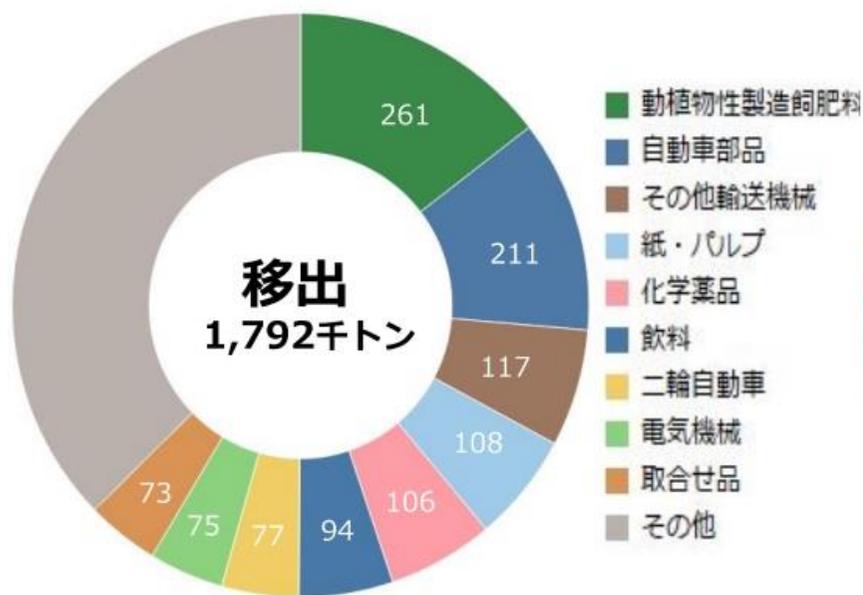
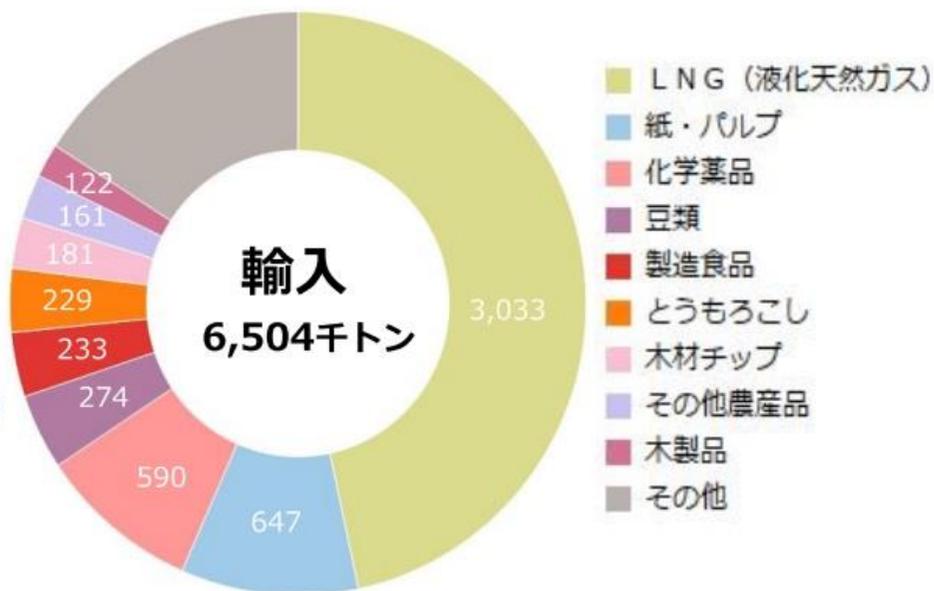
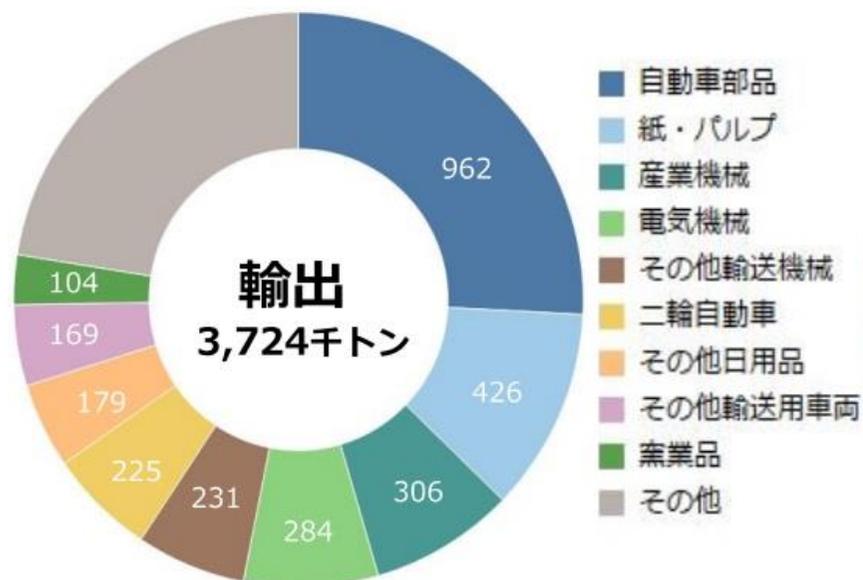
IV 第2号議案：重要事項（分区の変更）

## II 清水港の概要 ～清水港の全景～

2022年取扱貨物量	1,701万トン(参考:2021年全国35位)
2022年貿易額	約3.7兆円(参考:2021年全国9位)
2022年コンテナ取扱個数	551,048TEU(参考:2021年全国8位)



## II 清水港の概要 ～2022年の主な取扱貨物品目～

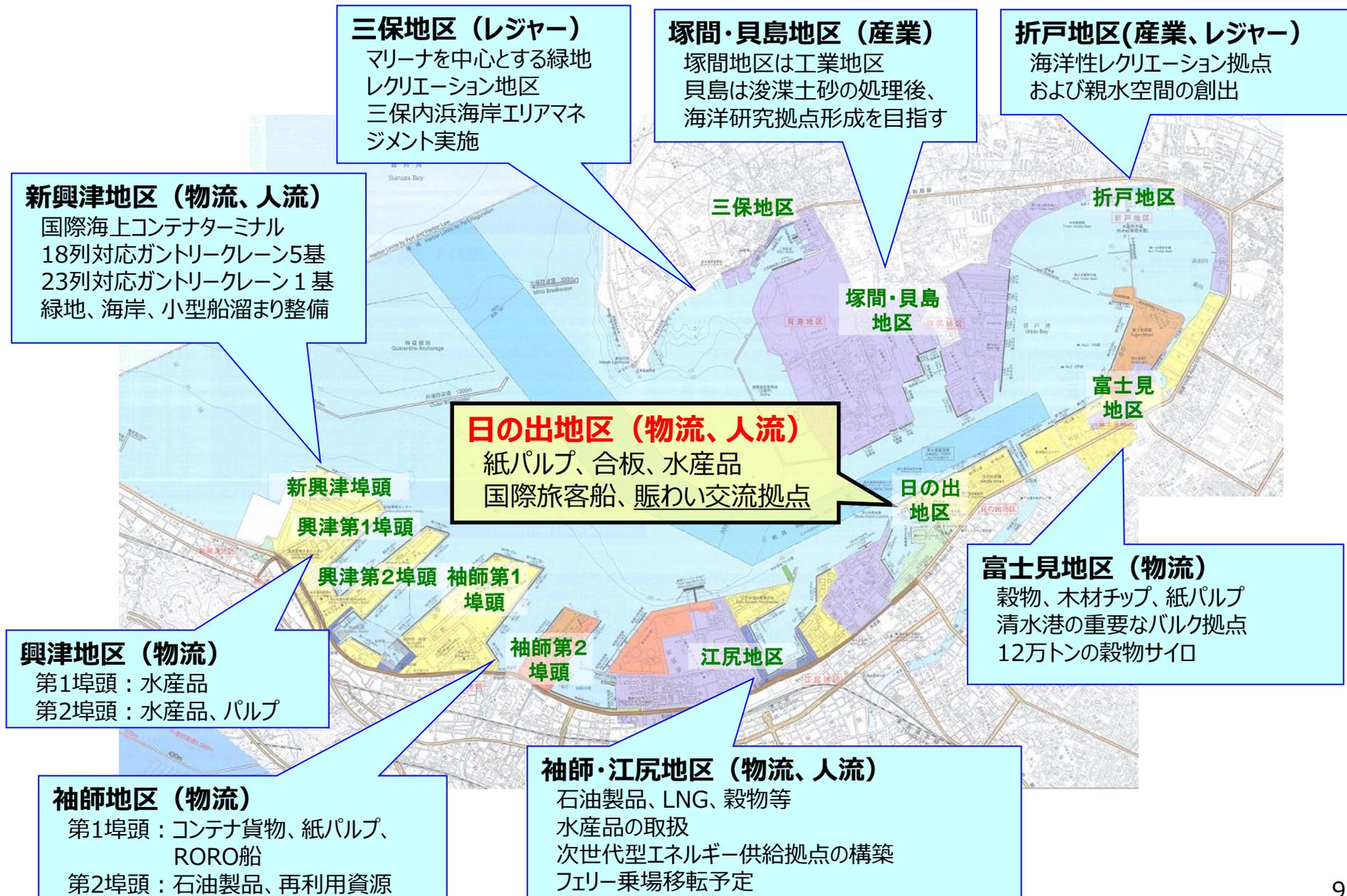


# II 清水港の概要 ～背後交通ネットワーク～

- 東名・新東名のダブルウェイ
- 中部横断自動車道が開通
- 圏央道により北関東とのアクセスも向上

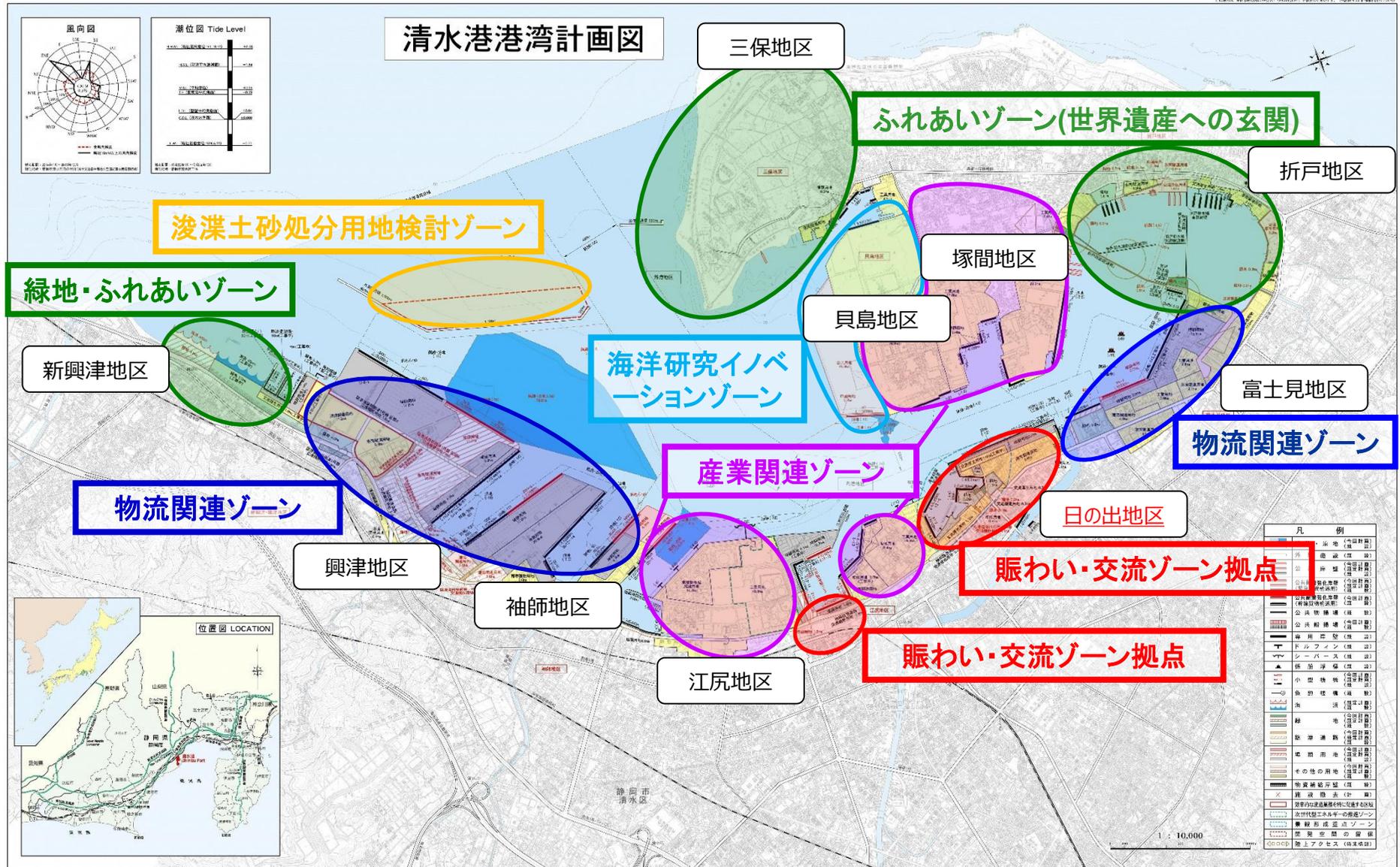


## II 清水港の概要 ～地区別の利用概況～



# II 清水港の概要 ～全体空間利用のゾーニング～

令和3年4月1日



清水港ゾーニング図(2019年8月清水港長期構想)

# 目 次

**I** 静岡県地方港湾審議会について

**II** 清水港の概要

**III** 第1号議案：港湾計画（輕易な変更）

**IV** 第2号議案：重要事項（分区の変更）

清水港港湾計画

## 2021年3月：清水港港湾計画（改訂）

(目標年次) 2030年代前半

(基本理念)

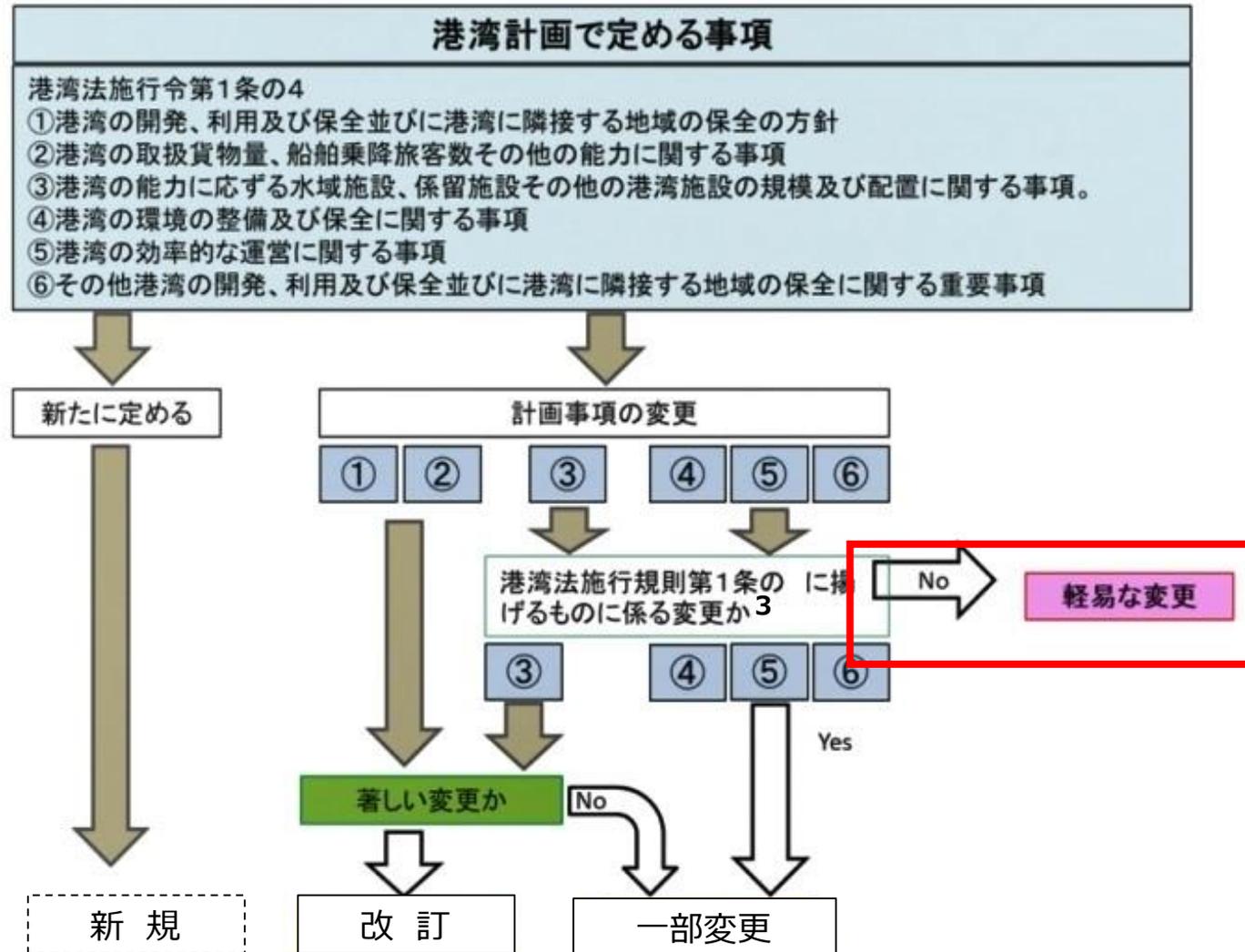
- ・清水港の持つ美しい環境の中、先端技術「知」を活用し、安全・安心で心豊か幸せに暮らせるみなと「スマート・ガーデン・ポート」
- ・「物流・産業」、「交流・生活・環境」、「防災・危機管理等」の3つの視点からなる方針のもと、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成

年月	変更の種類	【地区名】変更内容
2021年3月	改訂	【全体】計画再編
2022年10月	輕易な変更	【新興津】小型船だまり・土地利用計画 【三保】水域施設・臨港交通施設・土地利用計画
2024年2月 (予定)	輕易な変更	【日の出】土地利用計画

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～参考：変更の区分～

## 【港湾計画における変更等の区分】

港湾の能力や港湾施設の面積や区域等を位置づける場合、港湾法施行規則に基づき、「改訂」、「一部変更」、「輕易な変更」に区分される。





### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～背景：日の出地区特徴～

2023年3月1日より、日本への**国際クルーズ船**の寄港が**再開**！  
再開後**コロナ前を上回るペース（57回）**でクルーズ船が寄港！



### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～背景：関係計画の整合性～

#### ■ 日の出地区における上位計画との整合性

#### ○ 国：「港湾の開発、利用及び保全並びに 開発保全航路の開発に関する基本方針」 （2017年6月 国土交通省港湾局）

- **前文**：（中略）また、クルーズ船の受入れの促進を図り、観光立国の実現に寄与するとともに、クルーズ船の寄港を活かした地方創生を図ることが求められている
- **I-4-③**：観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成  
観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する

#### ■ 県の計画との整合性

#### ○ 清水港港湾計画（2021年3月改訂 港湾管理者）

- 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成
- 各地区で交流、賑わい拠点を創出するとともに、連続性や安全性に配慮した人流動線の確保と拠点間のアクセス向上を図る
- 日の出地区北部は、地域の振興を図る交流拠点ゾーン

#### ○ 清水港国際旅客船拠点形成計画（2017年12月）

- 集客交流、産業振興、学術研究など多面的な機能が集積する拠点を整備

#### ○ 清水港海岸 江尻・日の出地区 津波防護施設整備計画（2015年12月）

- 津波防護施設は、商業施設と清水マリナーパークが一体となって賑わい空間を形成

### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～背景：関係計画の整合性～

#### ■市の計画との整合性

- 静岡市：第4次静岡市総合計画（2023年3月）
  - 5大重点政策（政策4）：港町の海洋文化を磨き上げるまちの推進
  - 主な取組：①清水港周辺の更なる賑わいの創出
- 静岡市：重点地区景観計画 日の出地区（2008年10月指定）
  - 日の出地区は、港町の景観形成のシンボリックな役割を担う重要な地区

#### ■県・市の計画との整合性

- 清水都心ウォーターフロント地区開発基本方針（2017年12月：日の出地区）
  - 都市のガーデンとして快適な空間を創出するエリア
  - 日の出ふ頭や商業施設を中心とした賑わいと交流のエリア
  - 日の出エリア：海洋文化拠点施設整備の最有力候補地として検討

#### ■一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会（県・市・民間20者）

- 日の出・巴川河口地区ガイドプラン（2023年2月）
  - 基本方針：近代清水港の歴史的な中心で、物流から人流へ機能転換が先行的に進み、「産業と市民が共存し、活力と美しさが両立するひろく・みなとまち」を先導する地区
  - 防潮堤や避難施設には、基本的な防災減災性能に加え、環境・景観への配慮

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～変更：日の出地区～

## ○土地利用計画の変更

- ① 海岸(防潮堤)事業と、交流・賑わい空間の創出を目的とした港湾緑地及び民間商業施設の**一体的な緑地整備**に伴い、土地利用計画を変更  
 (交流厚生用地 ⇒ **緑地** : 0.1ha)
- ② **文化施設の整備**による賑わい交流拠点の創出を図るため、土地利用計画を変更  
 (港湾関連用地 ⇒ **交流厚生用地** : 1.0ha)

港湾計画図



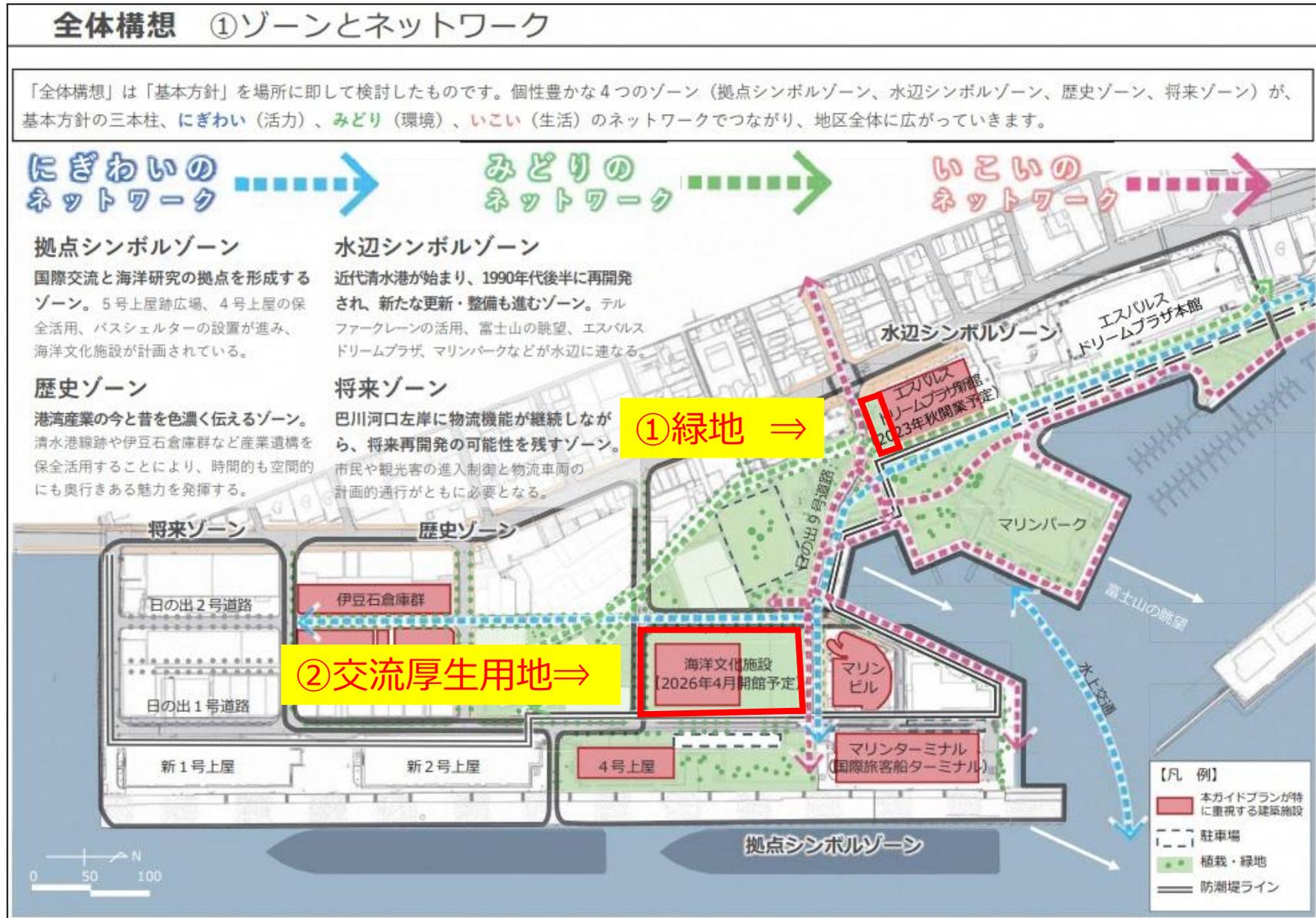
# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～背景：みなとまちづくり～

「日の出・巴川河口地区ガイドプラン」（2023年2月）（一社）清水みなとまちづくり公民連携協議会公表



# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～背景：みなとまちづくり～

「日の出・巴川河口地区ガイドプラン」（2023年2月） （一社）清水みなとまちづくり公民連携協議会公表



# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～①緑地：計画の変更～

## ■ 港湾計画図：土地利用計画の変更（①緑地）

① 海岸(防潮堤)事業と、交流・賑わい空間の創出を目的とした港湾緑地及び民間商業施設の一体的な**緑地整備**に伴い、土地利用計画を変更する

交流厚生用地：3.5ha

⇒

交流厚生用地：3.4ha、緑地：0.1ha



## Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～参考：用語～

### 港湾計画で定める土地利用

土地利用区分	概要
港湾関連用地	港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設の用地
交流厚生用地	港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地
緑地	緑地（緩衝緑地を含む）、広場、植栽等の用地
工業用地	工業の用に供する用地及びこれに付随する施設のための用地
都市機能用地	都市機能の用に供する用地
交通機能用地	陸上及び航空交通の用に供する用地
危険物取扱施設用地	石油、ガス等危険物を取り扱う用地（工業の用に供するものは除く）及びこれに付随する施設のための用地
埠頭用地	係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱等を行うための用地
廃棄物処理施設用地	港湾において廃棄物の処理を行う施設の用地
海面処分用地	廃棄物や浚渫土砂を埋立てにより処理するための区域
公共用地	将来の公共埠頭、掘り込み水路等のための用地

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～①緑地：変更理由～

## 【変更理由(土地利用計画)】

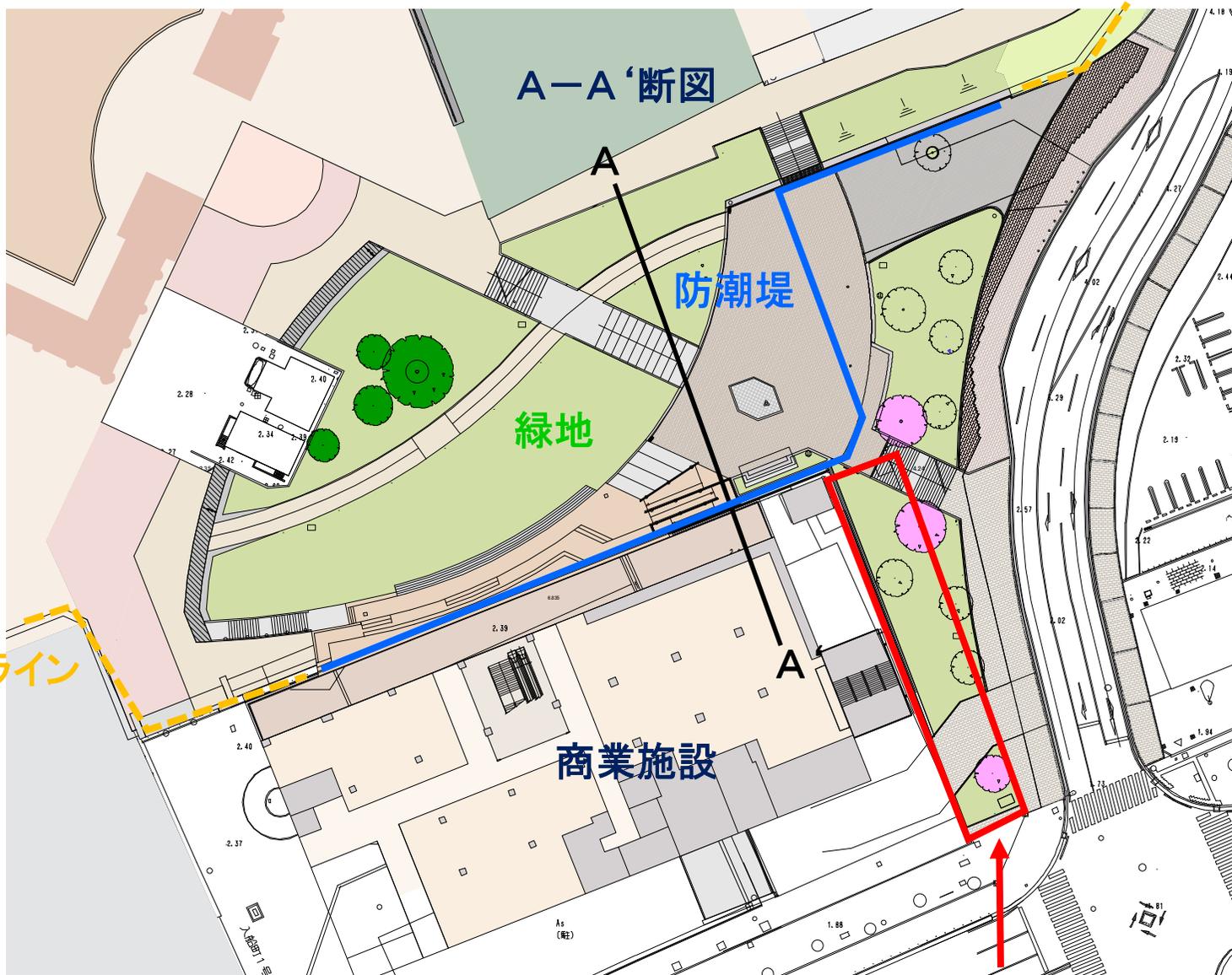
- 日の出地区では、津波・高潮からの浸水防護を目的とした海岸保全施設と、平時からの市民利用や大型クルーズ船寄港等による交流・賑わい空間の創出を目的とした港湾緑地及び民間商業施設の**一体的な整備**を進めている。
- 今回は、防潮堤整備による圧迫感、景観の阻害等の課題について、**一体的な空間利用を可能とする**とともに**来訪者のアクセス機能を確保するため、既存交流厚生用地の一部を新たに緑地**として、計画を変更する必要がある。

## ○将来イメージ図（「日の出・巴川河口地区ガイドプラン」2023年2月(一社)清水みなとまちづくり公民連携協議公表資料)



# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～①緑地設計（平面図）～

↑ 海域側



防潮堤ライン

緑地

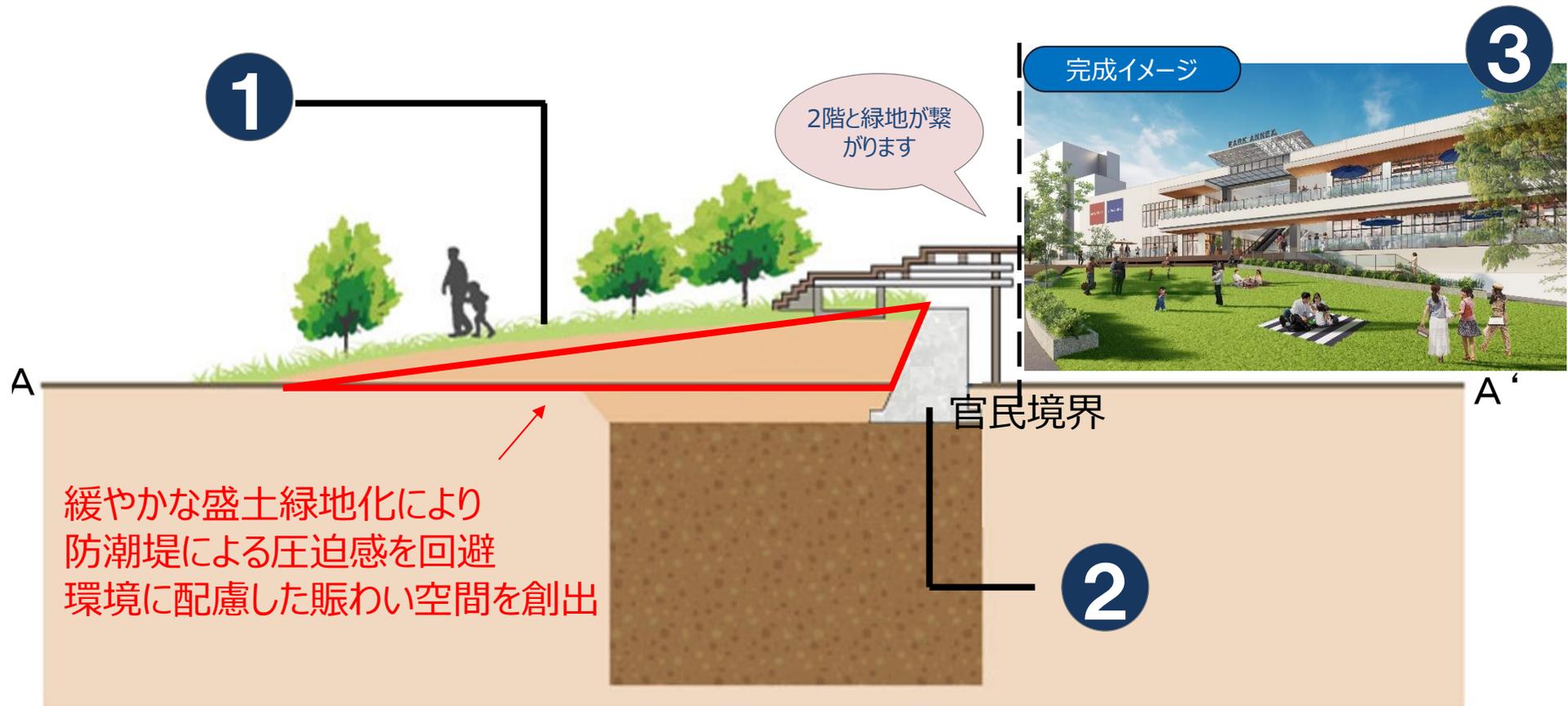
防潮堤

商業施設

↓ 陸域側

土地利用計画の変更が必要な箇所(交流厚生用地 → 緑地)

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～①緑地設計（断面図）～



## ① 緑地事業

防潮堤の海側に盛り土をし、芝生、遊歩道、植栽に合わせ、商業施設の2階及び避難施設としてアクセスできるように計画

## ② 海岸（防潮堤）事業

津波から街を守るため、コンクリートの擁壁及び地盤改良を整備

## ③ 商業施設

令和5年11月10日オープン

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～②文化施設：計画の変更～

## ■ 港湾計画図：土地利用計画の変更（②文化施設）

② **文化施設の整備**による賑わい交流拠点の創出を図るため、土地利用計画を変更する

港湾関連用地9.4ha ⇒ **港湾関連用地8.4ha、交流厚生用地：1.0ha**



### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～参考：用語～

#### 港湾計画で定める土地利用

土地利用区分	概要
港湾関連用地	港湾における <u>物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設</u> の用地
交流厚生用地	港湾を通じた <u>人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地</u>
緑地	緑地（緩衝緑地を含む）、広場、植栽等の用地
工業用地	工業の用に供する用地及びこれに付随する施設のための用地
都市機能用地	都市機能の用に供する用地
交通機能用地	陸上及び航空交通の用に供する用地
危険物取扱施設用地	石油、ガス等危険物を取り扱う用地（工業の用に供するものは除く）及びこれに付随する施設のための用地
埠頭用地	係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱等を行うための用地
廃棄物処理施設用地	港湾において廃棄物の処理を行う施設の用地
海面処分用地	廃棄物や浚渫土砂を埋立てにより処理するための区域
公共用地	将来の公共埠頭、掘り込み水路等のための用地

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～②文化施設：変更理由～

## 【変更理由(文化施設整備)】

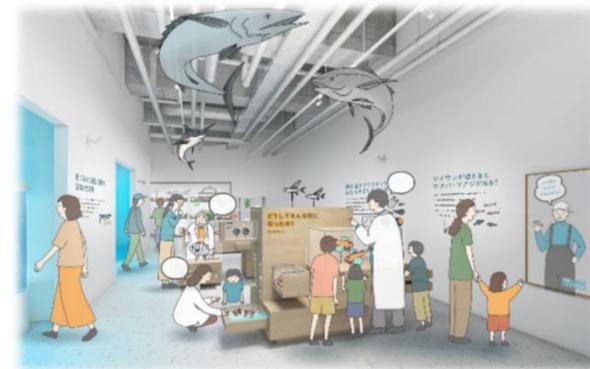
- 清水港の所在地である静岡市は、日の出の頭の国際旅客船ターミナルに隣接する用地にて、水族館機能を有する博物館「(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業」を、2023年2月民間企業と契約締結
- 今回は、これらの整備を進める上で、港湾関連用地から交流厚生用地へ土地利用を変更する必要が生じたため、既定計画を変更する

## 文化施設整備の完成イメージ



至:エスパルスドリームプラザ

令和4年11月25日 静岡市長定例記者会見資料





### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～②文化施設：経緯ほか～

#### ○これまでの経緯（文化施設整備）【2023年12月時点】

- 2014.5. 「魅力ある清水を創る会」より清水港周辺の賑わい創出に関する提言  
「ちきゅう海洋科学館(仮称)」構想の実現
- 2017.6. 海洋文化拠点施設基本構想策定
- 2019.1. 海洋文化拠点施設PPP導入可能性調査の実施（PFI事業手法の導入）
- 2019.2. 海洋文化拠点施設基本計画策定
- 2022.5. 事業者公募開始
- 2022.11. 落札者決定（民間企業9者のコンソーシアム）
- 2023.2. 契約締結（SPC：株式会社静岡海洋文化ネットワーク）

#### ○調整・整備スケジュール（文化施設整備）

2022年1～3月に設計準備、2023年度設計、2024年度から建設、2026年度に開館予定



資料：静岡市提供

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～まとめ：計画変更結果～

## ■土地利用再検討結果（港湾計画図：土地利用計画（ha））

変更前	用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	合計(ha)
	地区名	日の出	6.2	9.4	5.6	0.7	4.5

変更後	用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	交通機能用地	緑地	合計(ha)
	地区名	日の出	6.2	8.4	6.5	0.7	4.6



### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～まとめ：環境影響評価～

#### ■ 港湾の環境の保全

対象	計画変更に伴う影響と評価
大気質	・ 負荷が著しく増大するものではないことから、影響は軽微であると考えられる。
騒音・振動	・ 計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。
生態系	・ 今回の計画変更に伴う大気質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。
総合評価	・ 環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。 ・ なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～まとめ：事前意見照会3件～

意見者	質疑	回答	備考
<p>県港湾振興課</p>	<p>・計画変更の内容には異議なし。</p> <p>・今回の計画変更の理由の1つに「静岡市における文化施設の整備に対応するため」とあります。</p> <p>当該埠頭は、近年、客船の寄港増大や民間施設の整備に伴い交通混雑が起きていることから、文化施設整備に伴い更なる混乱が想定されます。</p> <p>港湾管理者や施設整備者は、交通対策に対しては、十分配慮していただきたい。</p>	<p>令和5年2月策定した「日の出・巴川河口地区ガイドプラン」において、地区の開発状況に応じた動線の分離や駐車場の適正配置等、計画に沿った交通計画を検討しており、公表しています。</p> <p>引続き県市民間で連携協議をしながら、地区の開発状況に応じた交通対策等を進めます。</p>	

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画（軽易な変更） ～参考：交通計画～

## 「日の出・巴川河口地区ガイドプラン」（2023年2月） 一般社団法人清水みなとまちづくり公民連携協議会

### 4.全体構想 ④移動交通（日の出・巴川河口地区）

地区の開発状況に応じて段階的に動線の分離や駐車場の適正配置を進め、産業利用と市民利用の共存を図ります。海洋文化施設が開業する時期（2026年4月頃）を目安に4つのゾーンを繋ぐ動線のイメージを示します。



※本図は地区内の関係者の意向等を整理したものであり、今後、交通管理者等の関係機関と協議により変更となる可能性があります。

### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～まとめ：事前意見照会3件～

意見者	質疑	回答	備考
<p>県生活環境課</p> <p>港湾計画（輕易な変更）及び重要事項（分区の変更）に対して</p>	<p>①文化施設の整備等の建設作業が下記に該当する場合は、あらかじめ届出書の提出が必要になりますので御留意ください。なお、所管は静岡市となりますので、詳細は同市環境保全課に御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法、静岡県生活環境の保全に関する条例に定める特定建設作業</li> <li>・土壌汚染対策法に定める面積が一定規模（3,000m<sup>2</sup>または現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更</li> </ul> <p>②文化施設が、下記に該当する場合は、あらかじめ届出書の提出が必要になりますので御留意ください。なお、所管は静岡市となりますので、詳細は同市環境保全課に御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法静岡県生活環境の保全に関する条例に定める特定建設作業</li> </ul>	<p>事業関係者である市に対しては、11月20日に情報を提供し、必要な手続き等を依頼、確認済みです。</p>	

### Ⅲ 第1号議案：港湾計画（輕易な変更） ～まとめ：事前意見照会3件～

意見者	質疑	回答	備考
市海洋文化都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾計画変更に関する異議はありません。日の出地区の今後の周辺官民開発の展開に応じて、適切な土地利用の位置づけ等を検討願います。</li> <li>・分区の変更案に関する異議はありません。日の出地区の今後の周辺官民開発の展開に応じて、適切な分区の変更等を検討願います。</li> <li>・緑地変更を行う部分（0.1ha）が、市有地となっていますので、県有地化に向けた協議調整を今後願います。</li> </ul>	<p>日の出地区における港湾計画に関する土地利用計画及び、臨港地区内における分区の変更等は、官民開発の展開に応じて、柔軟に対応します。</p> <p>今回、土地利用計画の変更部分の土地については、土地交換も含め県市の担当所管で協議していきます。</p>	

# 目 次

**I** 静岡県地方港湾審議会について

**II** 清水港の概要

**III** 第1号議案：港湾計画（輕易な変更）

**IV** 第2号議案：重要事項（分区の変更）

## IV 第2号議案：臨港地区内における分区の変更 ～用語～

### 1 臨港地区とは

- 港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）と一体として機能すべき陸域で、都市計画法の規定により、臨港地区と定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区。

### 2 分区とは

- 港湾管理者は、港湾計画で定める土地利用計画について、無秩序な土地利用の回避や適正な港湾活動の活性化を誘導するなど、目的を著しく阻害する構築物の用途を規制するため、分区を指定。

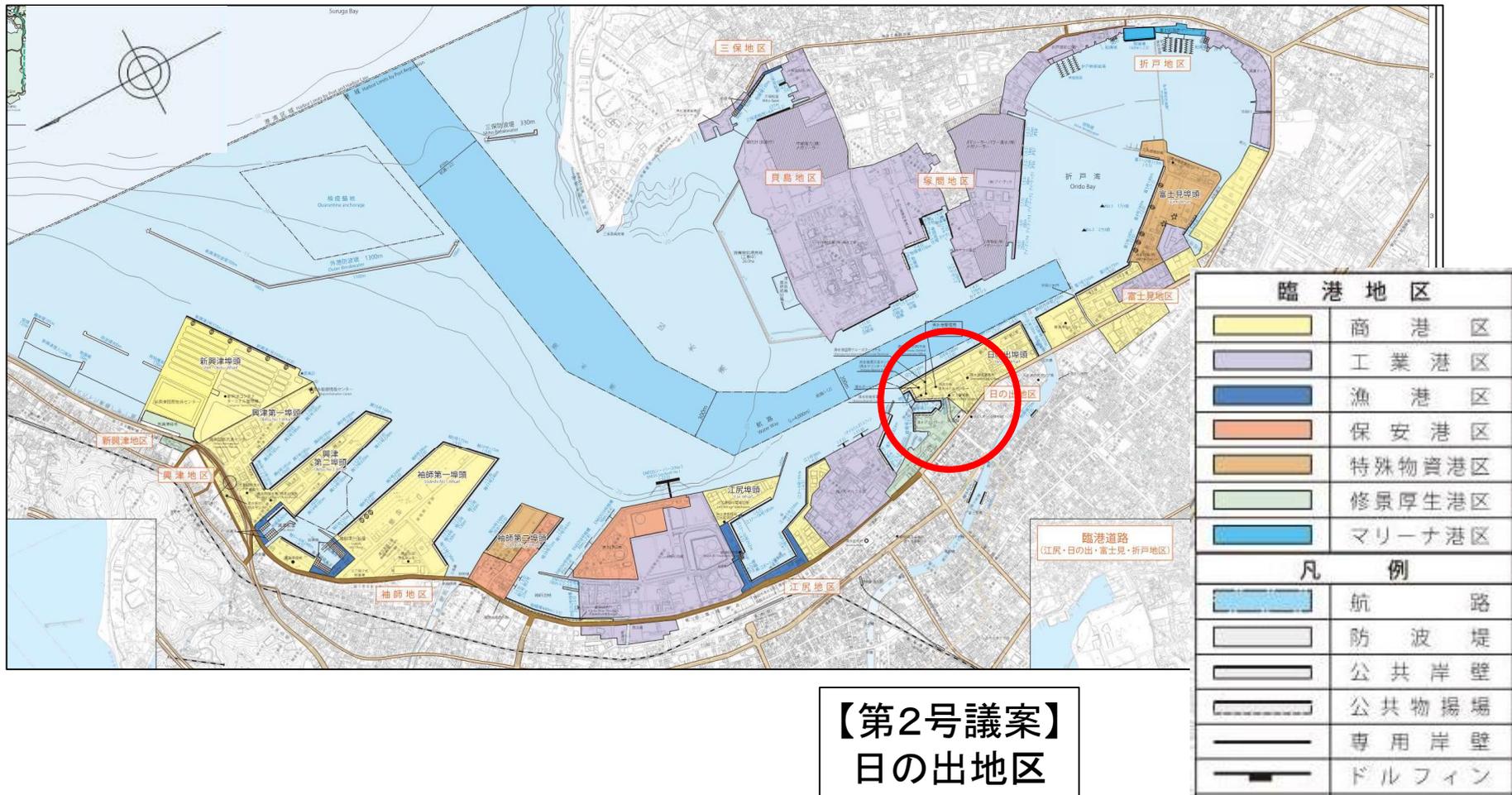
### 県条例<sup>(※)</sup>で定められた分区の種類と概要

種類	概要
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業施設を設置することを目的とする区域
漁港区	水産物を取扱わせ、又は、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
バンカー港区	船舶用燃料貯蔵及び補給を行わせることを目的とした区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用の用に供することを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取扱わせることを目的とする区域

(※) 静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

# IV 第2号議案：臨港地区内における分区の変更 ～全体分区図～

## 【臨港地区・分区 指定図】



**【第2号議案】**  
日の出地区

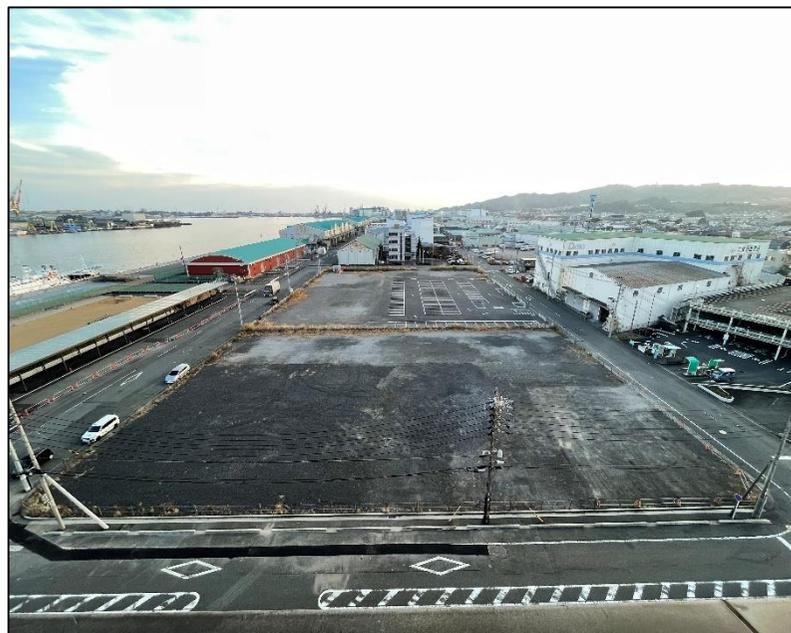
# IV 第2号議案：臨港地区内における分区の変更 ～日の出地区～

## <現況>



港湾計画図（今回）

■交流厚生用地：  
港湾を通じた人的、経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地



写真（R5.12）：市有地

# Ⅳ 第2号議案：臨港地区内における分区の変更 ～日の出地区～

○ 交流厚生用地における構築物の用途にあわせた分区へ変更する。 **商港区** ⇒ **修景厚生港区**へ

## 【変更前】

### ●商港区：

旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

- ・会議場施設、展示施設、研修施設その他これらに類する共同利用施設
- ・旅館、ホテル、物販販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの

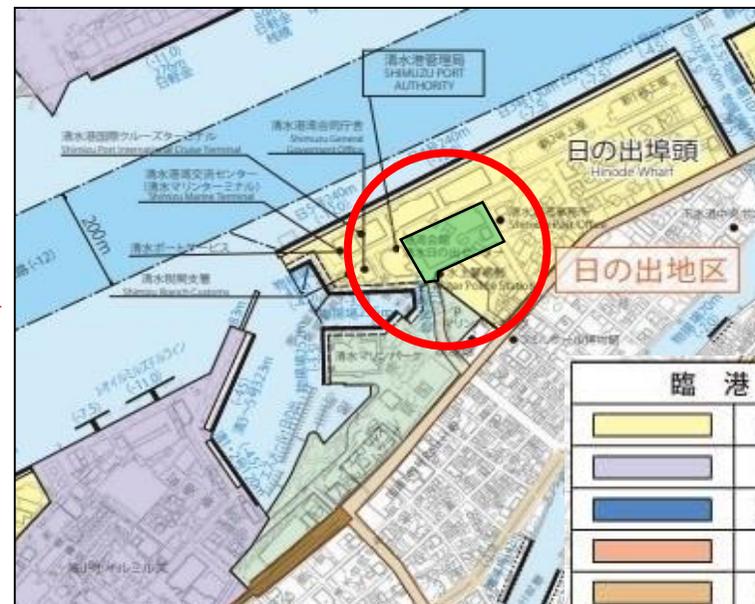


## 【変更後】

### ●修景厚生港区：

その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

- ・図書館、博物館、水族館及び展望施設
- ・旅館、ホテル、物販販売業を営む店舗及び飲食店



臨港地区	
	商港区
	工業港区
	漁港区
	保安港区
	特殊物資港区
	修景厚生港区
	マリーナ港区